

平成27年度行政事業レビューシート（

厚生労働省

）

平成27年度行政事業レビューシート（										厚生労働省）				
事業名		精神障害者措置入院等				担当部局庁		障害保健福祉部			作成責任者			
事業開始年度		昭和25年度		事業終了 (予定) 年度		終了予定なし		担当課室		精神・障害保健課			富澤 一郎	
会計区分		一般会計				政策・施策名		Ⅶ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条等				関係する計画、 通知等		精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱 (平成10年厚生省第194号)						
主要政策・施策		障害者施策				主要経費		社会保障						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		・自傷・他害の恐れのある精神障害者を入院措置し、医療を行うための費用を負担することにより、自傷・他害の恐れのある精神障害者の保護・医療の提供を滞りなく行うことを目的とする。 ・琉球政府の負担により精神障害者の医療を受けていた者が、本土復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合に、医療費負担の特別措置を講じることにより、沖縄県の本土復帰に伴い、制度の円滑な実施を図ることを目的とする。												
事業概要 (5行程度以内。 別添可)		・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により措置入院及び緊急措置入院させた精神障害者の入院に要する費用について、都道府県又は指定都市が負担した費用から、精神障害者又は扶養義務者の費用負担能力に応じて徴収する一部負担金の額を控除した額について、3／4を国庫負担する制度。(昭和25年度開始) ・沖縄の本土復帰の際、琉球政府当時の精神衛生法第26条又は第45条の規定により琉球政府の負担によって精神障害者の医療を受けていた者が、復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合の医療費につき、沖縄県が支弁した費用の8／10を補助する制度。(昭和47年度開始)												
実施方法		補助、負担												
予算額・ 執行額 (単位:百万円)				24年度		25年度		26年度		27年度		28年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算		5,460		5,360		5,262		5,485		5,541	
			補正予算		-		-		-		-			
			前年度から繰越し		-		-		-		-		-	
			翌年度へ繰越し		-		-		-		-			
			予備費等		-		-		-		-			
		計		5,460		5,360		5,262		5,485		5,541		
		執行額		5,404		5,358		5,226						
執行率 (%)		99%		100%		99%								
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		定量的な成果目標		成果指標				単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度		
						成果実績	-	-	-	-				
						目標値	-	-	-	-	-			
						達成度	%	-	-	-	-			
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標		定量的な目標が設定できない理由				定性的な成果目標と24～26年度の達成状況・実績							
			本事業は法令に基づき、措置入院及び緊急措置入院させた精神障害者の入院に要する費用について、都道府県又は指定都市が負担した費用に対し国が負担する経費であり、定量的な成果目標を示すことは困難である。				・自傷・他害の恐れのある精神障害者を入院措置し、医療を行うための費用を負担することにより、自傷・他害の恐れのある精神障害者の保護・医療の提供を滞りなく行う。(レセプト件数:28,728(H24)、28,608(H25)、集計中(H26)) ・琉球政府の負担により精神障害者の医療を受けていた者が、本土復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合に、医療費負担の特別措置を講じることにより、沖縄県の本土復帰に伴い、制度の円滑な実施を図る。(入院患者数:7,536(H24)、7,032(H25)、集計中(H26))							
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績		代替目標		代替指標				単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27 年度	
							実績	%	99	100	100			
	予算執行率の向上		執行率				目標値	%	100	100	100	100		
							達成度	%	99	100	100			
	活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標						単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
							活動実績	件	28,728	28,608	集計中			
レセプト件数(措置入院費)				当初見込み	件	28,164	28,020	27,708	27,864					
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標						単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
						活動実績	人	7,536	7,032	集計中				
		入院患者数(医療保護入院費(沖縄県))				当初見込み	人	7,620	7,044	6,732	6,228			

単位当たり コスト		算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
		単位当たりコスト = X / Y		単位当たり コスト	円/ 1レセプト	164,040	164,340	-	-
		X:「各年度における執行額」 Y:「各年度における総レセプト件数」		計算式	X / Y	4,713百万円 /28,728件	4,701百万円 /28,608件	-	-
単位当たり コスト		算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
		単位当たりコスト = X / Y		単位当たり コスト	円/件	77,840	76,460	-	-
		X:「各年度における執行額」 Y:「各年度における入院患者数」		計算式	X / Y	587百万円 /7,536件	538百万円 /7,032件	-	-
平成 27・28 年度 予算 内訳 (単位：百万円)	費 目		27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	精神障害者措置入院費負担金		4,919	5,009	医療費単価の増、患者数の減				
	精神障害者措置入院移送費負担金		109	105					
	精神障害者医療保護入院費補助金		457	427					
	計		5,485	5,541					

事業所管部局による点検・改善						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。			○	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、自傷・他害の恐れのある精神障害者に対し、適切な医療を提供する上で必要な事業等であり、国が一定の割合で負担を行う必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、地方自治体が措置入院に要した費用に対して国が一定の割合で負担を行うものである。 ・沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律等に基づいて沖縄県が負担した医療費に対して、国が一定の割合で負担を行うものである。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。			○	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、自傷・他害の恐れのある精神障害者に対し、適切な医療を提供する上で必要な事業であり、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	精神疾患を抱える者に対し必要な医療の自己負担分の一部を給付するものであり、妥当であるとする。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。			○	過去の実績をもとに真に必要な経費を計上している。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	措置入院等を行うために必要な経費に限定している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			-	-	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか			-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか			○	措置入院等に要する費用を適切に負担しており、成果目標に見合ったものとなっている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	精神障害者に対し医療の提供を滞りなく行うものであり、ほぼ見込み通りの活動実績となっていることから、実効性の高い手段である。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	ほぼ見込み通りの活動実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			-		
	所管府省・部局名		事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	各事業の実施に当たっては、レセプト件数や単価等の実績を勘案し、必要な予算額を確保してきたところであり、平成26年度においては、ほぼ予算額と同額の執行となった。				
	改善の方向性	引き続き、必要な予算を確保しつつ適切な事業の実施に努めることとする。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	引き続き、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、自傷・他害の恐れのある精神障害者に対して実施する医療の提供に必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	511	平成23年度	464	平成24年度	407	
平成25年度	766	平成26年度	764			

資金の流れ (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)	※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。																											
	厚生労働省 5,226百万円 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項及び第29条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事又は指定都市市長が入院させた精神障害者の入院に要する費用の3/4を負担。 ・沖縄の本土復帰の際、琉球政府当時の精神衛生法第26条又は第45条の規定により琉球政府の負担により精神障害者の医療を受けていた者が復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合の医療費につき8/10を負担。 ↓ (補助・負担) A. 都道府県、指定都市 (67自治体) 5,226百万円 措置入院の実施主体 医療保護入院の実施主体(沖縄県のみ)																											
	<table> <tr> <th colspan="3">A.東京都</th><th colspan="3">E.</th></tr> <tr> <th>費 目</th><th>使 途</th><th>金 額 (百万円)</th><th>費 目</th><th>使 途</th><th>金 額 (百万円)</th></tr> <tr> <td>医療費</td><td>措置入院の支給に要する費用</td><td>1,250</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td>1,250</td><td>計</td><td></td><td>0</td></tr> </table>					A.東京都			E.			費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)	医療費	措置入院の支給に要する費用	1,250				計		1,250	計	
A.東京都			E.																									
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)																							
医療費	措置入院の支給に要する費用	1,250																										
計		1,250	計		0																							

支出先上位10者リスト

A.					
	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	措置入院の実施主体	1,250	－	－
2	沖縄県	措置入院の実施主体及び医療保護入院の実施主体	536	－	－
3	埼玉県	措置入院の実施主体	229	－	－
4	千葉県	措置入院の実施主体	182	－	－
5	福岡県	措置入院の実施主体	159	－	－
6	長野県	措置入院の実施主体	153	－	－
7	栃木県	措置入院の実施主体	149	－	－
8	横浜市	措置入院の実施主体	124	－	－
9	さいたま市	措置入院の実施主体	124	－	－
10	大阪府	措置入院の実施主体	121	－	－